

◆**支給対象者の可能性があると思われる人に、
給付金申請書（請求書）等の関係書類を 5月18日（水）から順次郵送します。**

申請書に必要な事項を記入し、添付書類とあわせて同封の返信用封筒で返送してください。
詳細は、同封している関係書類で確認してください。

5月31日（火）までに関係書類がお手元に届いていない場合等で、支給要件に該当すると思われる人は、下記の市役所臨時福祉給付金専用窓口へ連絡してください。

※平成27年1月1日時点で、住民票が大和郡山市にある人が申請の対象となりますので、平成27年1月2日以降に他の市区町村から大和郡山市に転入した人は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となります。

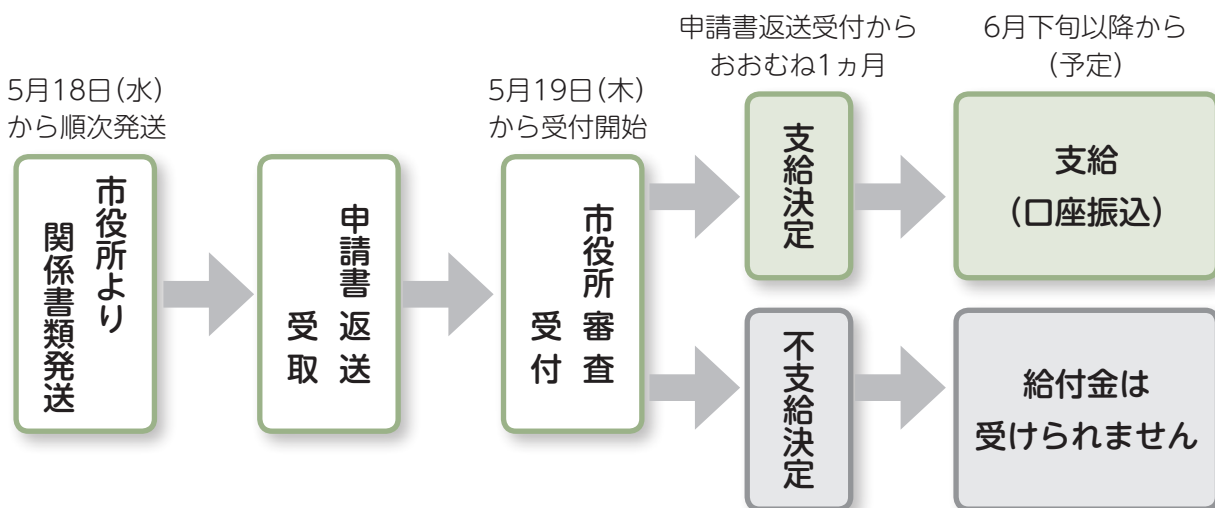
4 申請先

市役所「臨時福祉給付金」担当窓口（115会議室）

※期間中は会場の混雑が予想されますので、郵送での申請にご協力ください。

<申請から支給まで>

申請受理後、給付金の受給要件を審査のうえ支給・不支給の決定を行います。
市から郵送した給付金関係書類を受け取った人でも、審査の結果、支給要件に該当せず不支給となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



※あくまでも、一般的な事務の流れであり、審査内容によっては、支給・不支給の決定まで1ヵ月以上時間がかかる場合があります。ご理解のほどお願いします。

お問い合わせ

「臨時福祉給付金」担当窓口（市役所1階115会議室）

5月19日（木）から8月22日（月）まで（土・日曜、祝日を除く）

8時30分～17時15分 専用ダイヤル ☎53-4192